

(諮問第 112 号)

佐情個審第 18 号  
令和 5 年 11 月 20 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松尾 弘志

「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務」における  
特定個人情報ファイルの取扱いの変更等について(答申)

令和 5 年 9 月 14 日付け税第 1770 号で諮問があったこのことについて、個人情報保護委員会  
が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価の適合性、妥当性等を審議した結果、  
適切に行われているものと認めます。

なお、個人情報（特定個人情報を含む。）の適正な取扱いの確保のためには、特定個人情報保  
護評価書に記載された安全管理措置を確実に実行することに加えて、職員への実務に即した継続  
的な教育及び研修、県の責任において委託業者に対する厳格な管理監督等を行うことが重要であ  
るため、これらの対応を適時・適切に実施してください。

また、情報セキュリティ等を取り巻く環境は常時変化しており、今後新たなリスクが特定され  
ることも想定されるため、時機を捉えたリスクの分析及び評価を行い、その対策についても不断  
の見直し・検討を行ってください。